

取扱事業者による届出(太平洋クロマグロの大型魚)

太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)でかつ、解体前のものを取り扱う取扱事業者(採捕事業者や養殖業者を除く)は、届出が必要です。ただし、アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚(全長13cm以下)で既に届出済みの場合は不要です。

1 届出事項

- (1)氏名又は名称、住所
- (2)事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地

2 添付書類

- (1)住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)
- (2)代理人が届出を行う場合は、委任状等

3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の都道府県の区域内にのみにある事業者)	都道府県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣

4 届出方法

原則、電子申請(eMAFF)で届出を行って下さい。

取扱事業者

電子(eMAFF)届出

eMAFF

事業者割振り番号(電子伝達)※

※ 令和8年4月施行の太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)については、
事業者割振り番号を活用した漁獲番号又は荷口番号は伝達することはございません。

お問い合わせ先

水産庁加工流通課水産流通適正化推進室 TEL:03-6744-2519 E-mail:suisan_hokaisei2024@maff.go.jp